

滋 労 雇 第 3 2 0 号  
令和6年(2024年)4月22日

県内事業所 代表者様

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課長

しがジョブパークの運営（「SJP 採用力アップマイル制度」の運用）について（通知）

平素は、本県労働行政の推進に、御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

滋賀県では、しがジョブパークにおいて、若者等の就職支援および県内事業所の人材確保の取組支援をしているところです。

昨今、県内の雇用情勢は持ち直している一方、生産年齢人口の減少などを背景に県内事業所の人材不足はますます深刻化すると考えられます。

人材不足に対応するため、県内事業所では様々な取組を展開されていますが、滋賀県として、より一層県内事業所の人材確保の取組を促進し、採用力向上を図るため、しがジョブパークの運営において、令和5年度に引き続き、別添資料のとおり「SJP 採用力アップマイル制度」を実施します。

つきましては、「SJP 採用力アップマイル制度」について御承知おきいただくとともに、人材確保の取組にしがジョブパークを御活用いただきますようお願い申し上げます。

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課  
産業ひとつづくり推進室

TEL : 077-528-3759

FAX : 077-528-4873

E-mail : fe0004@pref.shiga.lg.jp